

第4章 事業計画

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を市内全域（1区域）に定めます。

■主な事業の教育・保育提供区域

事業区分		教育・保育提供区域	考え方
教育 保育	1号認定（3～5歳：教育）	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	2号認定（3～5歳：保育）	市内全域	
	3号認定（0～2歳：保育）	市内全域	
地 域 子 ど も 子 育 て 支 援 事 業	利用者支援事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	地域子育て支援拠点事業	市内全域	
	妊婦健康診査事業	市内全域	
	乳児家庭全戸訪問事業	市内全域	
	養育支援訪問事業	市内全域	
	子育て短期支援事業	市内全域	
	子育て援助活動支援事業	市内全域	
	一時預かり事業	市内全域	教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育提供区域（市内全域）とします。
	延長保育事業	市内全域	
	病児保育事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	放課後児童健全育成事業	市内全域	教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育提供区域（市内全域）とします。
	妊婦等包括相談支援事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	産後ケア事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	乳児等通園支援事業	市内全域	教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育提供区域（市内全域）とします。
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。

3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

「教育・保育」の量の見込みと同様に、就学前・就学児童数の推移・推計、利用実績、ニーズ調査から算出した各事業の利用意向等により、計画期間における各年度の量の見込みを定め、提供体制の整備を図ります。

(1) 利用者支援事業

事業の概要

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

事業実施の形態として、利用者支援と地域連携を共に実施する「基本型」、主に利用者支援を実施する「特定型」、妊娠期から子育て期の母子保健や育児を中心に支援する「こども家庭センター型」、また令和7年度からはさらに出産に向けた切れ目ない支援を強化するため「妊婦等包括相談支援事業型」（P 66 参照）を実施しております。

提供体制・確保方策

◇切れ目なく必要な情報提供・相談支援を実施できるよう、基本型及びこども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型で、引き続き事業の充実を図ります。

◇基本型については、施設訪問等を通じて情報収集に努め、相談に対する助言や窓口への同行といった子育てに関する支援を行っています。子育てに関する相談等により、個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業等を円滑に利用できるような支援を行います。

◇こども家庭センター型については、児童福祉（虐待対応を含む）担当と母子保健担当の配置により、それぞれの専門性に応じた業務を実施しつつ、適切に連携・協力しながら妊産婦やこどもに対する一体的支援を実施します。

◇妊婦等包括相談支援事業型については、P 66 参照
(実績)

(単位：か所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型 ※令和5年度まで母子保健型	1	1	1	1	1

(20) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業の概要

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

提供体制・確保方策

（量の見込みと確保方策）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込みと確保方策	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組等を実施します。				

施策	概要	担当課
地域の関連機関との連携強化	要保護児童対策地域協議会の代表者会、実務者会議の定期開催や個別ケース検討会議により、民生児童委員、警察署、少年育成センター、児童相談所等との情報共有と連携強化を図るとともに、児童虐待防止コーディネーターを配置し、児童の安全確認等のための体制強化を図ります。	こども家庭センター
要保護児童対策地域協議会の機能強化	社会状況の変化に応じ、地域での児童の見守り体制強化のため、必要と思われる団体を要保護児童対策地域協議会の構成員として登録していきます。 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業により、要保護児童対策地域協議会の機能強化、地域の関連機関との連携強化を図ります。	こども家庭センター